

公 印 省 略
国 不 建 振 第 9 8 号
国 官 参 交 産 第 3 2 号
2 0 2 6 0 8 0 5 中 第 6 号
公 取 取 第 4 8 号
令 和 8 年 8 月 7 日

関係事業者団体代表者 殿

国 土 交 通 大 臣

経 済 産 業 大 臣

公正取引委員会委員長

令和8年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

令和8年熊本地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域の事業者と取引のある全国の委託事業者及び中小受託事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模災害発生時においても、中小受託事業者からは、事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、貴団体所属の委託事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 委託事業者においては、今回の地震に伴い、中小受託事業者取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意すること（参考を参照のこと）
 2. 委託事業者においては、今回の地震によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めること
- 以上

(参考)

災害発生時における、受領拒否や返品など取引上の問題に対する、独占禁止法^{注1}及び取適法^{注2}における考え方について、公正取引委員会が以下のとおり取りまとめております。委託事業者におかれましては、特に以下の問4、6、8、9、10及び11を御参照ください。

注1 独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

注2 取適法：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、取適法が令和8年1月1日に施行されました。）

【震災に関連するQ&A（公正取引委員会ホームページ）】

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/260729qa.html>

問1

震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

震災により、被災地域における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じている状況において、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問2

震災による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客1人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災地に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問3

大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力をを行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問4

委託事業者が被災し、工場等が滅失するなどして委託事業者を受領能力がないことを理由に、受領拒否することは取適法上問題となりますか。

答

中小受託事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、取適法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、委託事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、委託事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、委託事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

(注) 取適法についての考え方は、基本的に、フリーランス・事業者間取引適正化等法における特定業務委託事業者（発注事業者）と特定受託事業者（いわゆるフリーランス）との取引についても当てはまります（以下同じ）。

問 5

仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問 6

委託事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、取適法上問題ないですか。

答

中小受託事業者には責任がある場合を除き、委託事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、取適法上問題となります。

問 7

自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらうことや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問 8

震災の影響により、中小受託事業者が委託事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、委託事業者が損害賠償請求として金銭を製造委託等代金から差し引くことは、取適法上問題となりますか。

答

委託事業者が、中小受託事業者には責任がないのに、製造委託等代金の減額を行うことは、取適法上問題となります。したがって、震災の影響により委託事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、中小受託事業者には責任があるとはいえず、委託事業者が震災による損害額を製造委託等代金から減額することは、取適法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問 9

委託事業者は部品 A と部品 B によって商品 C を製造しており、部品 B については中小受託事業者に製造を発注している場合、被災により部品 A が手に入らなくなったことを理由に、中小受託事業者が発注していた部品 B の受領を拒否することは、取適法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、中小受託事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、取適法上問題となりますので御注意ください。

問 10

委託事業者の保管施設が被災したことにより、中小受託事業者が納品しようとした商品をその中小受託事業者へ保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を中小受託事業者へ負担をさせることは、取適法上問題となりますか。

答

中小受託事業者に対し、委託事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として取適法上問題となりますので、委託事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、委託事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に中小受託事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。なお、委託事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 11

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、中小受託事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、委託事業者が従来の単価を据え置くことは取適法又は優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、委託事業者と中小受託事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により中小受託事業者のコストの変動が生じた場合において、中小受託事業者が単価の引上げに関する協議を求めたにもかかわらず、協議に応じず、一方的に単価を決定することは、協議に応じない一方的な代金決定として取適法上問題となるおそれがありますので御注意ください。また、中小受託事業者のコストが通常が発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、中小受託事業者と十分に協議することなく、通常が発注をした場合の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買ったときとして取適法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

また、取適法の対象とならない取引であっても、震災の影響による原材料価格やエネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことや、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

国 不 建 第 55 号
国 不 建 振 第 99 号
令和 8 年 8 月 7 日

建設業団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

標記について、令和 8 年熊本地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域と取引のある全国の委託事業者、中小受託事業者に広がる可能性があり、過去の大規模災害発生時においても、中小受託事業者からは、中小受託事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところ、かかる状況下においても、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、地震により影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について、各業界団体に向けて国土交通大臣、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長と連名での通知（以下「通知」という。）が発出されたところである。

この通知において、中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）。以下「取適法」という。）に関する内容が一部含まれているところ、建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることは、取適法で定める役務提供委託から除外されているものの、中小企業・小規模事業者が事業を継続できる環境を整備するという通知の趣旨に鑑み、全ての関係団体に対して周知を行っているものであるため、貴団体におかれては、通知の内容を適切にご参照いただきたい。なお、建設工事の請負契約に当たっては、建設業法に基づき、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、通常必要と認められる原価に満たない額による請負契約の締結の禁止に係る各種規定について遵守いただきたい。また、建設業法により、主要な資材の供給の遅延や価格の高騰といった工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象について「おそれ情報」の形で請負契約を締結するまでに注文者へ通知することで、請負契約の変更協議を円滑化する規定を設けているところである。例えば、地震による被害で道路に通行止めが生じている等の理由により、主要な資

材の供給が遅延するおそれがある場合には、こうした規定も活用いただくなどにより、変更協議を進めていただきたい。

なお、災害復旧工事等においては、着工前に追加工事等の全体数量等の内容が確定できない場合が生じることが想定される。追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、①追加工事等として施工が必要となる工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に発注者と取り交わし、追加工事等の内容が確定した時点で契約変更等の手続を行っていただきたい。

国 不 建 第 55 号
国 不 建 振 第 99 号
令和 8 年 8 月 7 日

主要民間団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

標記について、令和 8 年熊本地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域と取引のある全国の委託事業者、中小受託事業者に広がる可能性があり、過去の大規模災害発生時においても、中小受託事業者からは、中小受託事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところ、かかる状況下においても、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、地震により影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について、各業界団体に向けて国土交通大臣、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長と連名での通知（以下「通知」という。）が発出されたところである。

この通知において、中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）。以下「取適法」という。）に関する内容が一部含まれているところ、建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることは、取適法で定める役務提供委託から除外されているものの、中小企業・小規模事業者が事業を継続できる環境を整備するという通知の趣旨に鑑み、全ての関係団体に対して周知を行っているものであるため、貴団体におかれては、通知の内容を適切にご参照いただきたい。なお、建設工事の請負契約に当たっては、建設業法に基づき、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、通常必要と認められる原価に満たない額による請負契約の締結の禁止に係る各種規定について遵守いただきたい。また、建設業法により、主要な資材の供給の遅延や価格の高騰といった工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象について「おそれ情報」の形で請負契約を締結するまでに注文者へ通知することで、請負契約の変更協議を円滑化する規定を設けているところである。注文者についても、通知に係る事象が生じ、建設業者から工期や請負代金の額につ

いての変更協議の申出があった際に誠実に協議に応ずるよう努めなければならないとされたところであり、本規定に基づき対応いただくなど、円滑な価格転嫁についてご協力いただきたい。

なお、災害復旧工事等においては、着工前に追加工事等の全体数量等の内容が確定できない場合が生じることが想定される。追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、発注者は、①受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に受注者と取り交わし、追加工事等の内容が確定した時点で契約変更等の手続を行っていただきたい。